

愛親福祉会	<b>役員報酬規程</b>	制定 平成17年10月 1日 改定 平成29年 6月27日
-------	---------------	----------------------------------

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛親福祉会の理事及び監事(以下「役員」という)並びに評議員が理事会及び評議員会に出席した場合等の報酬額を定めるとともに、法人業務を行う常勤役員に対して毎月支給する報酬(以下「月額報酬」という)について必要な事項を定める。

(報酬の体系)

- 第2条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、報酬及び実費弁償費を支払う。
- 2 理事及び評議員が業務にあたった場合は、報酬及び実費弁償費を支払う。
  - 3 監事が施設の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、報酬及び実費弁償費を支払う。
  - 4 役員のうち、常勤で当該法人の業務を行う理事に対しては、報酬を支給する。
  - 5 施設の職員を兼務する役員には職員分の給与を支給する。第1項ないし第4項の規定による報酬等は支給しない。
  - 6 法人業務のため出張する役員及び評議員には出張に係る報酬及び旅費を支給する。

(決定方法)

第3条 この規程に定める報酬の額は、理事会の決議によって決定する。

(報酬の基準額)

- 第4条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、「別表1」により報酬及び実費弁償費を支払う。なお、交通費が「別表1」に定める実費弁償費を超えるときは、その実費とする。
- 2 理事が理事会出席以外で業務にあたった場合、或いは評議員が評議員会出席以外で業務にあたった場合は、「別表2」により報酬及び交通費を支払う。交通費が「別表2」に定める実費弁償費を超えるときは、その実費とする。
  - 3 監事が施設の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、「別表2」により報酬及び交通費を支払う。交通費が「別表2」に定める実費弁償費を超えるときは、その実費とする。
  - 4 常勤役員に支給する年棒額は、各年度役員報酬予算のうち、年額360万円から840万円の範囲において、理事会で決定する。
  - 5 役員退職慰労金の基準及び決定方法は、別に定める「役員退職慰労金規程」による。
  - 6 施設の職員を兼務する役員に対しては、愛親福祉会給与規程の規定により、給与を支給する。
  - 7 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、「別表3」により報酬及び旅費を支給する。

(就任または退任等の場合の報酬の取扱い)

第5条 計算期間の途中で新たに役員に就任した場合、または退任・解任等の場合の当該計算期間の月額報酬は、日割り計算等を行わず1か月分を支給する。

(計算期間並びに支給日)

第6条 常勤役員・非常勤役員及び評議員への報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人業務にあたった都度、支給する。

(改訂)

第7条 この規程の改訂は、理事長が起案し、理事会の決議による。

(制定・改訂の履歴)

- 1 この規程は平成16年9月7日より適用する。
- 2 この規程は平成22年5月29日改訂、平成22年5月29日実施
- 3 この規程は平成25年3月9日改訂、平成25年3月9日実施  
(第2条第4項および第4条第4項を改訂、別表3を削除し別表4を別表3に変更)
- 4 この規程は平成29年6月27日改訂、平成29年6月27日実施  
(第6条および第7条、別表1および別表2の改訂)

別表1 (理事会及び評議員会の出席報酬)

名称	報酬額	実費弁償費
理事会出席報酬等	13,000円	2,000円
評議員会出席報酬等	8,000円	2,000円

別表2 (理事及び評議員の業務報酬、監事の監査指導報酬)

名称	報酬額	実費弁償費
理事及び評議員の業務報酬等	12,000円	2,000円
監事の監査指導報酬等	13,000円	2,000円

別表3 (出張旅費)

名称	報酬(1日)	旅費・宿泊費
報酬及び旅費	10,000円	実費